

学説彙纂のCausaの用法に関する覚書

五十君, 麻里子
愛媛大学法文学部助教授

<https://doi.org/10.15017/2160>

出版情報：法政研究. 66 (2), pp.352-370, 1999-07-01. Hosei Gakkai (Institute of Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



学説彙纂の causa の用法に関する覚書

五十君 麻里子

- 1：はじめに
- 2：契約の「コース」としての causa
- 3：有因行為の「原因」としての causa
- 4：その他の用法、特に「審理されるべきもの」としての causa
- 5：おわりに

1：はじめに

ユースティニアヌス帝法典の学説彙纂には、Vocabularium Iurisprudentiae Romanae 1巻3号が「名詞のcausa」として挙げるcausaの用例を含む法文が、約2000法文ある⁽¹⁾。本稿は、causaの意味を理解することを目的として、これら全ての法文に目を通し、その結果をまとめたものである。

一般に、ローマにおいては、いわゆるcausa概念は成立しておらず、causaの用法を一貫して理解することもできないとされる。

しかしながら、causa概念とは何であろうか。フランスでは、causaはコースとして、契約成立の要件の一つとされ⁽²⁾、およそ人が債務を負担するときに見返りとして期待しているもの、「目的」として理解されている⁽³⁾。これに対してドイツでは、原因から切り離して効力を認められる無因行為に対して、原因と結び付いた法律行為が有因行為とされ⁽⁴⁾、その際の原因、カウザは「法律

上の原因⁽⁵⁾」とされる。このようにcausa概念は、現在でも仏・独で微妙に異なり、一つの一貫した普遍的な概念となっているわけではない。すなわち、第一に法律行為、特に債務負担行為において、causaは不可欠なのか否か、という点、第二にcausaは法律上の原因のみを指すのか、または事実上の原因、さらには債務負担当時には未だ実現されていない目的まで含むのか、という点において、フランスの立場とドイツにおけるそれとでは相違があるのである。

では、ローマでは、どうであったのであろうか。ローマにおいてcausaという語は、本当にその場その場で異なった意味を持つものとして使用され、何ら内在的な一貫性も有していなかったのであろうか。また、本当にこの語は、テクニカルタームとなり得るだけの実体を伴わないものだったのであろうか。

もとより、本稿は、数あるローマ法史料のうち、学説彙纂のみを扱ったものであり、また、学説彙纂中の法文についても、それぞれを完全に理解することは、筆者の能力の及ぶところでない。⁽⁶⁾したがって、この、causaという語の法史料における意味を理解しようという試みも、不完全であることは否めない。しかし他方、2000法文という数が、一定のcausa像を、おぼろげにも映し出してくれているようにも思われる。そこで、ここでは、フランス流のコーズ理解およびドイツ流のカウザ理解を念頭に置きつつ、ローマでの用例を各々検討したうえで、ローマに特徴的と思われる用法を紹介することとする。

本論に入る前に、causaの語を含む法文のごく表面的な特徴を述べておくこととしたい。一つにはウルピアーヌス法文が多いことが挙げられる。学説彙纂全体の約3分の1がウルピアーヌスの著作からとられたものであると言われているが、causa法文2000法文の中に、ウルピアーヌス法文は約800あるからである。同時代の法学者で学説彙纂中約6分の1がその手による著作からの引用と言われている⁽⁷⁾パウルス⁽⁸⁾の法文が約350で、ほぼ全体の割合と一致している点から見ても、ウルピアーヌス法文の多さは目につく。このパウルス

法文の数と、少数ではあるが、アルフェーヌスのような共和政期の法学者やラベオのような古典期初期の法学者による法文も見られることから、causaの語がウルピアーヌスの生きた古典期後期に特に好んで用いられたものとは、考えられないであろう。ウルピアーヌス法文の多さが、単にウルピアーヌス個人の嗜好に由来するものなのか、それとも何らかの実質的な意味を持つのか、現在のところ不明である。

また、もう一つの特徴としては、告示注解からの引用の多いことが挙げられる。各著者の告示注解からの引用は約650法文であるが、この他にも、属州告示注解、高等按察官告示注解、さらには各政務官の任務や訴訟手続に関する著作などからの引用も含めると、約880法文となる。サビーヌス注解からの引用が約140法文に止まっていることと比較すると、causaの語が、市民法よりもむしろ法務官法や各政務官の任務に関連して用いられていたことが推測される。

2：契約の「コース」としてのcausa⁽⁹⁾

学説彙纂12巻6章52法文

ポンポーニウス クイントゥス＝ムキウス注解⁽¹⁰⁾ 第27巻
我々は、causaのため、あるいはresのために与える。すなわち、過ぎ去ったcausaのために、とは、例えば私が、あるものをあなたから請求されたので、そのために[請求されたものを]与える、またはあることがあなたによって為されたので、そのために私が与えるときのことであり、[その結果]たとえcausaが偽りであったとしても、その[causaのために与えた]金銭の返還請求はできない。[他方] resのために、とは、まさにあることが実現されるよう、与えられたのであって、そのことが実現しないとき、返還請求が認められる。

本法文の冒頭にあるように、債務を負担する際に伴うものとして、*causa*の語が用いられている法文もある。これはフランスにおいて、契約の要件としてコースが求められることに類似していると言えよう。しかも、この*causa*は法律上のものも事実上のものも全て含む。この点においても、これらの法文に見られる*causa*の用法は、フランスのコース概念で捉え得るものと言えるかもしれない。

例えばD.12,6,23pr. Ulp. 43 ad Sab.; D.12,6,34 Iul. 40 dig.; D.24,1,7,1 Ulp. 31(32?) ad Sab.; D.50,12,1,5 Ulp. de off.cur.r.pub.など少なくとも50例

この中には*causa*が不法であったために法律行為が成立しないとする法文、D.2,14,27,4 Paul. 3 ad ed.など11例も含む

しかしながら、学説彙纂12巻6章52法文は*causa*のみならず*res*のためにも「我々は与える」としている。しかも、*causa*は過去の事情を、*res*は将来の事情をそれぞれ指すもののようである。すなわち、債務負担行為の「コース」が過去に存在すれば、*causa*のために与えることになり、逆にこれが将来に存在すれば*res*のために与えることとなるのである。したがって、カピタン⁽¹¹⁾以来のフランスで理解されているコースをラテン語で表現すれば、*causa*ではなく*res*であるということになる⁽¹²⁾。

他方、たしかに、学説彙纂の12巻4章は「*causa*が与えられたにもかかわらず、*causa*が実現しなかったために生じる不当利得返還請求訴権⁽¹³⁾」との表題を掲げており、この際*causa*の語を用いている。そして、ここで言う「*causa*が与えられた」とは「与えられるように（期待して）」または「為されるように（期待して）」債務を負担した、つまり無名契約⁽¹⁴⁾を締結した、ということである。すなわち、この表題の*causa*は債務負担行為時点では将来に属する事柄を示していると言えるのである。

しかしながら、学説彙纂の表題はユースティアーヌス法典編纂時に付されたものに過ぎず、学説彙纂12巻4章では、*causa*がこの意味で用いられている用例を含む法文は4法文が見られるに過ぎない（D.12,4,1pr. Ulp. 26 ad

ed.; D.12,4,2 Herm. 2 iur.epit.; D.12,4,5pr. Ulp. 2 disp.; D.12,4,6 Ulp. 3 disp.)。他の法制度について検討するなかで、傍論として不当利得返還請求訴権に言及する法文は見られるものの (D.19,1,11,6 Ulp. 32 ad ed.; D.19,5,15 Ulp. 42 ad Sab.) causaの語は、何らかの「目的」のために債務を負担する、という意味での「目的」として、少なくともテクニカルタームとしては用いられていなかったものと言えよう⁽¹⁵⁾。

また、causaなく債務負担を約しても、履行すれば債務が発生するとする法文もある。

学説彙纂50巻12章1法文2項

ウルピアヌス 都市監督官の任務について⁽¹⁶⁾

また、causaなく約束 (片約) したが、[約束の履行を] 為し始めたならば、始める者は債務を負う。

学説彙纂50巻12章1法文2項は片約 (pollicitatio) を扱うが、片約とは一方的に債務負担の意思表示を為すことで成立する法律行為である⁽¹⁷⁾。片約を為した者は、公の利害や政務官のポストを得たなどのcausaある場合に限り約した内容を履行する義務を負うが、そのようなcausaのない場合には、原則として履行の義務を負わない (D.50,12,1,1 Ulp. de off.cur.r.pub.)。しかし、学説彙纂50巻12章1法文2項に見られるように、片約においても一度履行に着手されれば、債務が生じるのである。

恵与について論じられる場面で、causaが問題となるのは、ローマにおいても例外ではない⁽¹⁸⁾。贈与において、「贈与のcausaなのか、条件なのか (causa donandi fuit an condicio)」を区別することは非常に重要である、とする法文も見られる (D.39,5,3 Ulp. 76 ad ed.)。この区別は、具体的には「奴隷のスティクスを買うように」とティティウスに10金が贈与されたが、買う前にス

ティクスが死亡してしまった場合、10金の返還請求が可能か否か判断する際に重要となるようである (D.39,5,2,7 Iul. 60 dig.⁽¹⁹⁾)。これについてユーリアーヌスは、「法律問題であるというよりも事実の問題である」とし、「スティクスを買うために10金がティティウスに与えられたのであって、スティクスを買わないならば与えられなかったであろう場合」には10金の返還請求を為し得る。これに対して、「それでなくともティティウスに10金を与えるつもりであったが、そのとき彼がスティクスを買うことを意図していたので、与えるにあたって『スティクスを買うように』と言ったのであれば」「金銭を与える条件というよりも贈与のcausa」と認定されるべきであるから、奴隷が死亡しても、返還請求は為し得ない、ということになる。

では、贈与のcausaとはどのようなものであろうか。ユーリアーヌス法文における贈与のcausaは、10金を与える際の目的が「贈与目的」であったと解されることもできようし、「贈与の事例」である、と解されることもできよう。

しかしここで、全財産の組合 (societas omnium bonorum) について、「相続、遺贈および贈与によって取得された財産は組合財産に加えない」というサビーヌスの見解をウルピアーヌスが引用する史料が参考になるように思われる (D.17,2,9 Ulp. 30 ad Sab.)。この見解の根拠として、これらは「causaなく取得されるものでなく、何らかの見返りのためにもたらされるものだから」とサビーヌスは考えたのであろう、とウルピアーヌスが推測しているからである。この際の「何らかの見返り」であるが、パウルスが特に相続について「相続財産はあたかも債務のように我々に帰属することとなるのである (quasi debitum nobis hereditas obuenit)」と表現する (D.17,2,10 Paul. 6 ad Sab.)。すなわち、多くの場合、被相続人は親や被解放奴隷であるから、いわば生前に負った様々な形での「債務」が相続財産として弁済されている、と考えるわけである。このように、恵与のcausaも、やはり過去に属するものとして理解されていたものと思われる。この意味でcausaは「原因」であり「目的」ではないと言えよう。

ただし、causa donandi、causa donationisなどはテクニカルタームとして

は確立していなかったようである。例えば、原則無効である夫婦間贈与を有効とする causa として、将来の名誉を指して causa donationis と表現した例 (D. 24,1,42 Gai. 11 ad ed. prou.) や、義務的贈与 (munus) を誕生祝や結婚祝などの causa を伴う任意の贈与 (donum) である、とした例⁽²⁰⁾ (D.50,16,194 Ulp. 43 ad ed.)、さらには単に「贈与の事例の枠外である (extra causam donationum esse : D.39,5,19,1 Ulp.(Lab.) 76 ad ed.)」とする用例も見られるからである。このように様々な意味で用いられ、一貫した意味で用いられているとは、言い難いのである。

3 : 有因行為の「原因」としての causa

学説彙纂44卷7章55法文 ヤウォレーヌス 書簡録第12卷⁽²¹⁾

所有権を移転する全ての事例において、双方の契約当事者の意思が合致しなければならない。すなわち、それが売買であっても、贈与であっても、賃約であっても、あるいは他のいかなる契約の causa であっても、双方の気持が合意に至らなければ、始められたことは、効果をもたらす得ないのである。

本法文は、所有権移転という法律行為の前提に、売買等の別の法律行為が要求されることを示しているようにも思われる。これは、ある法律行為が有効に成立するために、法律上の原因が必要とされている点において、ドイツにおける有因行為に類似していると言えよう。そして、この際の法律上の原因が causa として表現されている。

このように、法律行為や法制度を causa として、他の法律行為が有効となるなどの効果が生じることを示す法文もある。

例えば「買いの causa (causa emptionis)」などのように法制度を表わす語を伴う用例を含む法文としては、D.2,14,7,15 Ulp. 4 ad ed.; D.6,2,14 Ulp.(Pap.) 16 ad ed.; D.23,3,21 Ulp. 35 ad Sab. など、少なくとも26法

文

しかしながら、*causa*が法制度を示す語を伴っているからといって、常にその法制度が「法律上の原因」となっているとは限らない。すなわち、「法制度を原因として」他の法律行為が有効になる、という意味で*causa*が用いられているのではなく、例えば売買⁽²²⁾などが成立するための「原因」となる、生の事実・事例を*causa*として表現する例も数多く存在するからである。

D.23,2,67,3 Tryph. 9 disp.など45法文

法律上の原因と事実上の原因が混在する例もD.38,4,8 Modest. 7 diff.など少なくとも9例あり、中には、D.2,2,3,7 Ulp. 3 ad ed. などといった、*naturalis causa*の表現を含む法文もある

また、単に例えば「売買に基づいて責任を負う、債務を負う、与える (ex ~ *causa teneri/debere/dare*)」というように、特に新たな法律行為を発生させるのではない場合にも、同様の表現が用いられる。

例えば、D.2,14,10,1 Ulp. 4 ad ed.; D.19,4,2 Paul. 5 ad Plaut.; D.32,93,1 Scae. 3 resp.など、少なくとも60法文

この他、例えば「売買の事例と見られる (*causa ~ uidetur*)」などのように、一定の事例を法律上評価する際にも同じ表現が用いられ得る。

前述のD.39,5,19,1 Ulp.(Lab.) 76 ad ed.など少なくとも16法文

特に*causa possessionis*という表現は、「買い」などの「占有原因」という意味で用いられる。

D.5,4,10 Pap. 6 quae.; D.43,1,2,2 Paul. 63 ad ed.など*causa possidendi*という表現や *causa possessionis*という表現で27法文、D.31,89,4 Scae. 4 resp.などex *causa ~ possidere*という表現で14法文が見られる

しかし、「占有の状況」という意味で用いられることもあり、注意を要する。

D.42,5,9pr. Ulp. 62 ad ed.

また「当事者の置かれた法的状況が同じならば占有者の立場 (*possessoris causa/causa possidentis*) の方が良い／強い」の表現はD.3,6,5,1 Ulp. 10 ad ed.; D.29,1,36,3 Pap. 6 resp.; D.50,17,128pr. Paul. 19 ad ed.; D.

50,17,154 Ulp. 70 ad ed.に見られる

他方、具体的な法制度を表わす語を伴っていないくとも、指示代名詞等が用いられたり、「causaなしに (sine causa)」などと表現される場合で、causaが「法律上の原因」を意味する場合もある。

D.4,4,27,2 Gai. 4 ad ed. prou. など、少なくとも37法文

ただし、同表現がこの意味で用いられる例は、比較的少なく、causaという語は、「法律上の原因」という意味では、テクニカルタームとしての地位を確立していなかったと言える。

ところで、現代のローマ法学の争点でcausaをめぐる争われているものの一つに、問答契約のcausa (causa stipulationis) の問題がある。⁽²³⁾ 本来、問答契約は要約者が「約束するか」と問い、諾約者が「約束する」と答えることにより成立する、片務・無因の債務負担契約である。⁽²⁴⁾ しかし「あなたが買いに基づいて私に負っているところのものを与えるよう、約束するか (quod ex empto mihi debes, dari spondes)」との文言で問答契約が締結された場合、問答契約の効力が、売買契約の効力発生に依存しているかが、問題となる。すなわち、「あなたが買いに基づいて私に負っている」という部分が、いわゆるカウザとなっているのか、それとも単に目的物の特定に過ぎないのか、問答契約は常に無因契約なのか、それとも有因契約となる場合があるのか、が争われているのである。

しかしながら、学説彙纂の中で問答契約を扱う45巻1章のcausaの用例を含む法文26法文のうち、この意味で用いられていると考えられ得る用例を含むものは3法文に過ぎない (D.45,1,83,7 Paul. 72 ad ed.; D.45,1,97,2 Cels. 26 dig.; D.45,1,107 Iau. 8 epist.)。また、学説彙纂中のcausa stipulationisの表現には、ユースティニアヌス帝法典編纂時の修正によるものもあるとされている。⁽²⁵⁾ たしかに、これ以外の表現で問答契約のcausaを示す場合もあるし、⁽²⁶⁾ 理論上の問題としては興味深いのが、問答契約のcausaについての見解の相違が、causaの意味を専ら扱う本稿の立場を左右するものではないと思われる。

なお、*causa*の用法のなかには、すでにテクニカルタームとなっていると思われるものもある。例えば*lucratiua causa*という用法は、常に「無償で、利得として」という意味で用いられ、その数も約20を数えることができるし、*omissa causa testamenti*は「遺言を無視して、排除して」あたかも無遺言であったかのように相続人が相続財産を保持することを示す際の表現として用いられる。また*ex causa fideicommissi*は「信託遺贈を原因として」例えば相続人に一定の奴隷を解放する義務が生じるような場合に用いられる用法である。用例数は*omissa causa testamenti*が約30、*ex causa fideicommissi*では約120にのぼり、その意味内容もほぼ一貫している。このことから、これらの用例についてはテクニカルタームに当たるものとして理解できるであろう。

またこの他にも、盗の不当利得返還請求訴権の前提として物が「盗を原因として」盗人のもとにあることを表現する*ex causa furtiua* (約15例) は、ほぼテクニカルタームとして認め得るであろう。この際の盗という*causa*は、不当利得返還請求訴権の前提であり、過去の事情ということになる。同じ不当利得返還請求訴権に関連して用いられていても、「*causa*が与えられたにもかかわらず、*causa*が実現しなかったために生じる不当利得返還請求訴権」の*causa*は古典期の用法にしたがえば*res*となるべきであった。これに対して、「盗の不当利得返還請求訴権」における*causa*の用法は、通常の*causa*の用法に矛盾するものではない。

さらに、「判決を原因として」支払わねばならない、などという文脈で用いられる*ex causa iudicati* (約20例) も、ほぼテクニカルタームとして見てよいものと思われる。しかし、ここでも類似の用法に注意を要する。例えば*in causam iudicati*という用法は、「流用する、充当する」などの動詞と結び付いて、有責判決を受けた被告の財産を、「判決の執行として」原告や国庫に支払う、という意味で用いられるからである。前置詞が*ex*から*in*に代わるだけで格が変わるので、*causa*そのものの意味も変わってしまうのである。

4 : その他の用法、特に「審理されるべきもの」としてのcausa

causaには、上記の用例以外にも特徴ある用例が見られる。

例えば、「果実と全てのcausa」というような用例は、これまでのcausaの理解では説明しにくいものと思われる。この意味でのcausaは、主に物取戻訴訟の目的物として用いられ、「〔物取戻訴訟で返還されるのは〕本体 (corpus) そのもののみでは十分でなく、物のcausaも返還されねばならない (D.6,1,20 Gai. 7 ad ed. prou.)」などとされる。この際のcausaは、例えば「本体」が奴隷であればその特有財産、女奴隷や家畜であればその子、また農地であればそこからの収穫物といった、「本体」を原因として生じたもの全てを指すものと思われる。

果実とcausaとを並記した用例としてはD.4,2,12pr. Ulp. 11 ad ed.; D. 4,2,14,7 Ulp. 11 ad ed.; D.6,1,17,1 Ulp.(Iul.) 16 ad ed.; D.6,1,68 Ulp. 51 ad ed.; D.16,3,1,24 Ulp. 30 ad ed.; D.22,1,38,11 Paul. 6 ad Plaut. などがある

果実も含めてcausaで表現している用例としてはD.6,1,20 Gai. 7 ad ed. prou.; D.10,2,44pr. Paul. 6 ad Sab.; D.10,4,9,7 Ulp. 24 ad ed.; D. 22,1,2 Pap. 6 quae.; D.36,1,18(17),5 Ulp. 2 fideicommiss.; D.40,7,36 Pap. 2 defin.などがある

しかし、これらの法文と同様に「本体」に加えた果実の返還を要求する法文においても、causaが果実等の返還の目的物とは異なる意味を持つこともある。すなわち「causaを回復するために、果実も返還すべきである (D. 22,1,38,7 Paul. 6 ad Plaut.)」とする法文も存在するのである。この場合のcausaは「状況・状態」と訳すしかないもののように思われる。

たしかに、「状況・状態」という意味でcausaが用いられる例は他にも多数ある。例えば、既に紹介したcausa possessionisの用例における「占有の状況 (D.42,5,9pr. Ulp. 62 ad ed.)」という意味でのcausaもこれに含まれると言えよう。

「より良いcausa」の用例を含む法文にはD.20,3,3 Paul. 3 quae.など22法文が、「より悪いcausa」にはD.23,3,28 Paul. 7 ad Sab.など27法文がある

このうちD.17,1,3pr. Paul. 32 ad ed.など2法文はこれら両方の表現を含む

また、「より強いcausa」「他のcausa」「異なるcausa」の表現を含む法文はそれぞれ、7法文、17法文、18法文ある

「同じ状況」という意味では、「等しい (par)」の語が用いられているD.49,16,6,5 Arr.Menand. 3 de re militariや「同じの (idem)」という指示代名詞が用いられているD.3,2,4,2 Ulp. 6 ad ed.など53例がある

またin ea causa esse, ut～というように、「ut以下の状態・状況にある」とする用法もしばしば見られる。⁽²⁷⁾

D.2,11,4,1 Ulp. 74 ad ed.; D.5,1,2,6 Ulp. 3 ad ed.; D.21,1,59pr. Ulp. 74 ad ed.; D.41,2,6pr. Ulp. 70 ad ed.; D.45,1,38.22 Ulp. 49 ad Sab.など少なくとも59例

なお、この「状況・状態」には、自然人の「身分」という意味も含まれる。一定の条件が成就すれば、自由人となることを認められていた奴隷statuliberの身分状態を指すstatuliberi causaとの表現を含む法文もD.40,7,2,3 Ulp. 4 ad Sab.など5法文ある

さらに、causaは「理由」という意味でも用いられている。特に政務官が法的保護を与える際の「理由」として用いられる例もある。

告示発布の「理由」の意味で、D.11,7,12,3 Ulp. 25 ad ed.; D.21,1,1,2 Ulp. 1 ad ed.aed.cur.; D.21,1,38,2 Ulp. 2 ad ed.aed.cur.; D.25,6,1,1 Ulp. 34 ad ed.

特示命令 (interdictum) の保護を与える「理由」の意味でD.43,8,2,36 Ulp. 68 ad ed.; D.43,30,3,2 Ulp. 71 ad ed.

しかし、単にある事実が生じた「理由」という意味で用いられる例も多い。

例えば、「虐待の理由 (D.1,6,1,2 Gai. 1 inst.)」「兵役忌避の理由 (D.49,16,4,15 Arr.Menand. 1 de re militari)」「被解放奴隷を残して戦地に赴いた理由 (D.35,1,84 Paul. 14 resp.)」「自白の理由 (D.48,18,1,27 Ulp. 8 de off.procons.)」「自殺の理由 (D.48,21,3,6 Marcian. de delat.)」など

ところで、「理由」という意味を持つ語には他にratioという語がある。そこで、causaとratio双方を含む法文を参照し、両者の違いを検討して見ることとしたい。

学説彙纂11卷3章7法文 ウルピアーヌス 告示注解第23卷⁽²⁸⁾

すなわち、後のcausaが、たまには解放の正当なratioを与えて、悪い奴隷も、あるいは自由を獲得するからである。

奴隷教唆に対する訴権 (actio de seruo corrupto) とは、他人の奴隷の逃亡を助けたり、奴隷が逃亡や窃盗を行うよう、あるいは特有財産を浪費したり、享樂に耽ったりするよう、悪意でそそのかした者に対し、奴隷の主人が、奴隷の価値が下がったことについて、損害の2倍額を請求する訴権である⁽²⁹⁾ (D.11,3,1pr.; 5 Ulp. 23 ad ed)。本法文はこの奴隷教唆に対する訴権の基準時に関する一連の法文の一部となっている。すなわち、基準時は教唆の時点であるから、訴権発生後奴隷が死亡した、または処分された、あるいは解放された場合であっても、訴権は消滅しない (D.11,3,5,4 Ulp. 23 ad ed.)、という文脈で、学説彙纂11卷3章7法文が、特に最後の、解放の事例もあり得ることに言及する。教唆されて悪化した奴隷も、教唆「後のcausaが解放の正当なratioを与えて」自由を獲得することもあり得るとするのである。

この際のcausaは、奴隷解放の「理由」であり「原因」であるが、同時に「正当なratio」を与えるものである。ではcausaの内容とは、どのようなものなのであろうか。残念ながら、これを学説彙纂11卷3章7法文から読み取ること

はできない。しかし、奴隷解放のcausaがしばしば問題になる、20歳未満の主人による奴隷解放の事例を参考にすることは、できるかもしれない。20歳未満の主人は原則としては奴隷を解放することはできず、例外として「解放の理由を証明 (causam manumissionis probare)」した場合に限り奴隷解放を認められるので、解放のcausaの用例が多いからである。

D.30,102 Iul. 81 dig.; D.40,1,20pr. Pap. 10 resp.; D.40,2,15,1 Paul. 1
ad leg. Ael. Sent.など14法文

これらの法文では、causaとして、例えば、奴隷が主人の子や兄弟姉妹であったことや (D.40,2,11 Ulp. 6 de off.procons.)、奴隷が主人を命の危険から救ったことなどが挙げられている (D.40,2,9pr. Marcian. 13 inst.)。

この例を奴隷教唆の事例に当てはめると、奴隷が教唆を受けて、例えば、逃亡を繰り返したり、主人の金を持ち逃げするなど悪行を重ねたけれども、その後実は主人の兄弟であったことが判明して、解放された、などの事例を想像し得るであろう。つまり、ここでのcausaは解放の「原因」「理由」となった具体的な事情を指しているのである。これに対してratioは、もともと「計算」の意味であったものが「理性」さらには「道理」の意味に転じたものである。⁽³⁰⁾したがって、同じ「理由」と訳され得るとはいえ、ratioは、より抽象的な、「道理」というニュアンスのこもった「理由」であると解することができよう。悪い奴隷であっても、具体的な事情 (causa) が、なるほど解放されるべきであろうという、正当なワケ (ratio) を与え、自由を獲得することもあるのである。このように、ratioと対置され得るcausaは「具体的事情」という意味も内包しているように思われる。

学説彙纂には、いわゆる「正当原因 (iusta causa)」の用例も数多い。この時のcausaは「法律上の原因」を示していることもある。

D.41,1,31pr. Paul. 31 ad ed.など少なくとも22法文

しかし、「原因となった具体的事情」が、例えば保護を与えるに値するか否か、という意味で用いられる例が、むしろ目立つように思われる。

「原因となった具体的事情」が事実問題である例は、D.4,8,21,9 Ulp. 13 ad ed.; D.23,1,17 Gai. 1 ad leg. Iul. & Pap.など少なくとも49例

「原因となった具体的事情」が法律問題と事実問題の混在したものである例、またはいずれか不明の例はD.41,2,20 Marcell. 19 dig.; D.43,16,12 Marcell. 19 dig.など18例

この際の「具体的事情」は「前夫との間の子や兄弟や親を扶養したり、身代金を払う (D.24,3,20 Paul. 7 ad Sab.⁽³¹⁾)」などの極めて個人的な事情を含み、また、正当であるか否かの判断は、担当政務官の心証に任されるものである (mihi (praetori) iusta causa esse uidebitur: D.4,6,1,1=26,9 Ulp. 12 ad ed.)。

なお、「正当」の語を伴わなくとも、実質上は「正当原因」を扱っているものと思われる法文もある。

「大きな原因 (magna causa)」の表現でD.42,1,4,3 Ulp. 58 ad ed.など8法文、「名誉ある原因 (honesta causa)」の表現でD.47,2,77(76),1 Pomp. 38 ad Quin.Muc.など2法文、その他D.48,19,38,12 Paul. 5 sent.など少なくとも30法文

また、ある事例を紹介した後、「このようなcausaに基づいて訴え得る、請求し得る、特定の訴権が与えられる」などとする用例もある。この際のcausaは事例そのものを指していることが多い。

D.5,1,64pr. Ulp. 1 disp.; D.27,3,9,4 Ulp. 25(35?) ad ed.; D.37,14,17pr. Ulp. 11 ad leg. Iul.&Pap.; D.40,7,20,1 Paul. 16 ad Plaut.など少なくとも76法文

この他、「上訴原因 (causa appellacionis、18例)」や「和解原因 (causa transigendi、3例)」などの用法も「具体的事情」を法務官や裁定人等が審理して、正当となれば上訴や和解が認められる、というように用いられているものと思われる。

これに類似の意味で、ほとんど慣用句のように用いられるのが「causaが審理されて (causa cognita)」である。

D.2,13,6,8 Ulp. 4 ad ed.; D.14,5,2pr. Ulp. 29 ad ed.; D.25,4,4 Scae. 20 dig.; D.39,2,15,7 Ulp. 53 ad ed.; D.47,10,17,17 Ulp. 57 ad ed.など114法文

また、causae cognitioもD.3,3,27pr. Ulp. 9 ad ed.; D.37,10,3,4 Ulp. 41 ad ed.など21法文に見られ、causa-cognoscereの表現もD.5,1,73,1 Ulp. 4 omn. trib.など7法文に見られる

cognitaはcognoscereの過去分詞が、causaにあわせて女性形に変化したものである。cognoscereとは、通常は「知る、見分ける」などの意味を持つに過ぎないが、⁽³²⁾法律用語としては、訴訟において「審理する」を意味する。⁽³³⁾cognitioはcognoscereの名詞形だが、刑事裁判における審理や、古典期の民事事件における争点決定後の審判人による事実審、または後の政務官による特別訴訟⁽³⁴⁾手続を指し、cognoscereもこれらの審理を行うことを意味するのである。causa cognitaは同じ形で主格にも奪格にもなるが、主格なら「審理されたcausaは」、奪格なら絶対的奪格となり「causaが審理されて」という意味になる。

この際のcausaはまさに「審理されるべきもの」である。法律上の原因であると事実問題であるとを問わず、一切の事情が、当事者によって示され⁽³⁵⁾(causam ... probauerit: D.50,15,4,1 Ulp. 3 de cens.)、審判人または政務官によって、審理されるのである。

学説彙纂 3巻 3章41法文 パウルス 告示注解第9巻⁽³⁶⁾

女性が尊属に代わって訴えることも、時々、たとえば尊属[が自ら訴えるの]を病気あるいは年齢が妨げる場合で、[他に]誰も訴えてくれる人を持たない場合には、causa審理の上、許される。

方式書訴訟で訴える場合、女性は、自ら後見人の助成を必要とするのであるから、訴訟代理人(cognitor)となることも、原則として許されない。しかし、尊属が病気で自ら訴え得ないなどの事情が存在すれば、そのような事実問題

を法務官が審理して、特別に、女性が訴訟代理人となることも認められる。⁽³⁷⁾
 ここでは、この際の事情が causa として表現されている。すなわち、具体的な事情である causa を審理した結果、例外となる判断も下され得るのである。

次のウルピアーヌス法文も causa cognita の用法を含む。

学説彙纂39卷2章15法文32項 ウルピアーヌス 告示注解第53卷⁽³⁸⁾

どの時点から損害が認められるか、すなわち占有開始の時からか、または占有に入るよう、法務官が裁決した時からか、問われている。ラベオは裁決の時から、サビーヌスは占有開始の時から [と考える]。私（ウルピアーヌス）は、causa を審理して、あるときは一方、あるときは他方の見解が承認されるべきである、と考える。なぜなら、占有付与を受けておきながら、何らかの causa で占有を始めない者や、または遅れて占有を開始した者も保護するのが、常だからである。

学説彙纂39卷2章15法文32項は、未発生損害の担保問答契約に関するものである。隣地に危険な建物が存在するか建築中であるとき、危険を感じた隣地者は未発生⁽³⁹⁾の損害を担保する問答契約を要求することができる。これに相手方が応じないときは、法務官が調査し担保契約を命令するが、それでも応じなければ、法務官はさらに隣地者に占有付与を為し危険な建物の占有を得させるのである。しかも、この占有は担保の代わりであるから、担保を得ることができなかつたために発生した損害は、賠償させることができる。ここで見たウルピアーヌス法文は、法務官が占有付与を為した後に、隣地者について発生した損害の基準時について検討しているものと思われる。この問題に関して、ラベオの意見とサビーヌスのそれとの間に対立が見られる。これに対して、ウルピアーヌスは causa を審理してその場その場で適当な見解を採用すれば良いと言っている。ウルピアーヌスは審理の際の法務官による裁量の幅を広げたものと言えよう。

学説彙纂39卷2章15法文32項のウルピアーヌスの態度と、causa の語を含

む法文にウルピアーヌスのものが多いことを考えあわせると、ウルピアーヌスが、裁判に弾力性を持たせることに特に積極的であったと解する可能性もあるであろう。また、ラベオおよびサビーヌスが古典期初期の法学者であるのに対し、ウルピアーヌスが古典期後期の法学者であることから、時代の変遷とともに特別訴訟手続の比重が重くなったことに伴って、⁽⁴⁰⁾審理手続の性質も変化し、これが表われているものと解することも可能かもしれない。

なおcausaが訴訟そのものを指す場合もある。

D.1,5,13 Herm. 1 iur.epit.; D.5,1,54 Paul. 1 sent.; D.49,4,2pr. Macer
1 de appell.など60法文

例えば「良い (bona) causa (D.5,1,73pr. Ulp. 4 de omn.trib. など3例)」と言えば勝訴の見込みの高い訴訟のことであるし、反対に「悪い (mala) causa (D.26,7,9,6 Ulp. 36 ad ed.)」と言えば敗訴する恐れの高い訴訟のことである。また、ある人が自由人であるか奴隷であるかを争う「自由の訴訟 (liberalis causa: D.42,1,38pr. Paul. 17 ad ed.など8法文)」などにおいてもcausaは「訴訟」を指していると言えよう。

語源辞典によると、causaの「訴訟」の意味での用例は12表法に遡るが、⁽⁴¹⁾学説彙纂での用例は、「審理されるべきもの」としてのcausaの用例に比べると、あまり目立たない。むしろ、様々な事情が審理される、causaがcognoscereされる、これが訴訟であって、「訴訟」という意味でのcausaは、causa cognitaを略したもののようにも思われる。しかしながら、これは、⁽⁴²⁾学説彙纂のみを検討した本稿の立場であって、推測の域を出るものではない。

5：おわりに

causaという語は場合によっては、テクニカルタームとなり得る、実体を伴った語であった。「無償で、利得として (lucratiua causa)」、「遺言を無視

して、排除して (omissa causa testamenti)」、「信託遺贈を原因として (ex causa fideicommissi)」などはテクニカルタームと呼び得るであろうし、「盗を原因として (ex causa furtiva)」、「判決を原因として (ex causa iudicati)」、さらに「解放の理由 (causa manumissionis)」、「上訴原因 (causa appellationis)」や「事件が審理されて (causa cognita)」なども、一定の文脈では常に同じ意味で用いられていることから、テクニカルタームとして考えて良いものと思われる。

他方、ローマにおける causa は、フランス法におけるコースのような全ての契約の要件となるものではなく、「目的」の意味を含まない、専ら過去に属する事情を表わすものであった。また、この語は広く具体的事情を指す場合が多く、ドイツ法におけるカウザのように「法律上の原因」のみを意味するわけではない。この意味では、ローマにおける causa という語は、現在のコース理論やカウザ理論では捉え切れないものであると言えよう。

コース理論では、事実上であろうと法律上であろうと、ある「原因」から法律上の「結果」すなわち契約の成立という効果が生じる場合の「原因」をコースとして捉える。また、カウザ理論では、法律上の「原因」から法律上の「結果」が生じる場合が、念頭におかれている。しかしながら、そもそも事物には「原因」がある。「火事の原因 (D.19,2,9,3 Ulp. 32 ad ed.)」もあるであろうし、「交通事故で少年奴隷を圧殺してしまった原因 (D.9,2,52,2 Alf. 2 dig.)」もあるであろう。このアルフェーヌス法文において、「原因」の内容は「カピトリウムの丘をラバに荷を引かせて、連なって登っていた」ことなどの事実であり、その結果も「事故」などの事実である。ローマでは、事実たる「原因」から事実たる「結果」が生じる場合も、事実たる「原因」から法律効果たる「結果」が生じる場合も、法律上の「原因」から法律効果たる「結果」が生じる場合も、すべてその「原因」を causa として表現するため、混乱の生じる余地が残されてしまうのである。

しかしながら、causa を「原因となった全ての事情」として捉えると、少なくとも学説彙纂における causa の用例についてはかなりの部分を説明でき

る。さらに訴訟の「原因」となった「審理されるべき事情」と理解すると、*causa*とは、裁判事実であると同時に、法務官等の担当政務官や審判人が、自らの裁量で衡平な判断を下す、いわば緩衝材の役割を果たすものであった、と考えられるであろう。そしてこの「原因」の中には、法律上の原因も事実上の原因も含まれるのである。このことは、*causa*の用例にウルピアーヌス法文が多く、また告示注解からの引用が多いことと、無関係ではなからう。

勿論、*causa*を「原因となった全ての事情」と理解するのみでは、不十分であり、この理解の範疇に属さない用例も数多いし、また本稿では紹介しきれなかった用例も多数ある。しかし、ローマにおける*causa*の意味をいくらかでも示すことができたとすれば、それはフランス法におけるコース、ドイツ法におけるカウザを考える際の一助となるであろうし、また、ローマ法固有の問題としても、無名契約や不当利得返還請求訴権、さらには問答契約の有因性等の問題を検討する上でも有益であると思われる。さらに*causa*の語がローマ人の衡平感と結び付いていたのだとすると、法律学全体の問題とも関わってくるであろう。今後の研究の課題としたい。

最後に慣用句を一つ。「*causa*なく言われたのではない (*non sine causa dicetur*: D.17,2,67,2 Paul. 32 ad ed.)」の用例も学説彙纂の中に見られる。この際の*causa*は「理由」であろうし、また「具体的根拠」でもあろう。本小論もこの慣用句のようにありたいものである。

- (1) *Vocabularium Iurisprudentiae Romanae* 1-III (Berlin 1898/1963) p.651~682、正確には1994法文を検討した(一つの法文中に複数回*causa*の用例が表われる場合にも、1法文と数えた)。*causa*の意味の分類では、特に、「状況・状態」「訴訟」の意味で用いられた例については、同書に負った所が大きい。しかしそれ以外の点、とりわけ「原因」が法律上のものを指すのか、事実上のものを指すのか、という視点や、「審理されるべきもの」としての*causa*の視点は、検討の中で生まれたものである。なお、同書は「名詞の*causa*」以外にも「前置詞として機能する*causa*」を挙げている (p.682以下)。

現在では、オーストリア・リンツ大学のJosef Menner氏によりローマ法史料のデータベースが作成され、語の数などは、コンピューターで検索することができ

- る。しかし、残念ながら、筆者は同データベースを利用することができなかった。したがって、本稿の挙げる用例数・法文数は全て概数と理解していただきたい。他方、V.I.R.は意味内容にしたがい一応の分類を行っており、「意味」の検討を目的とする際は、今でも十分利用価値のある書物であると思われる。
- (2) C.C. Art. 1108
- (3) 森山浩江「恵与における『目的』概念—コーズ理論を手掛かりに—」九大法学第64号(1992)p.1以下参照。また英米法におけるconsiderationもほぼこの意味であろう。
- (4) B.G.B. §780
- (5) 山田晟『ドイツ法律用語辞典』改訂増補版(大学書林 1991年) p.132
- (6) Valentin-AL. Georgesco “Essai sur le mot „, causa “dans le Latin juridique” (Bucarest 1936) [以下、Georgesco] はユ帝法典のみならずガイウス法学提要や、キケロの著作まで検討しており示唆に富む。
- (7) Gerhard Dulckeit-Fritz Schwarz-Wolfgang Waldstein, “Römische Rechtsgeschichte. Ein Studienbuch” 8 Aufl. (München 1989) [以下、Dulckeit-Schwarz-Waldstein] S.308.
- (8) Dulckeit-Schwarz-Waldstein, S.308.
- (9) 契約とcausaに関する文献としてa cura di L.Vacca, “Causa e contratto nella prospettiva storico-comparatistica” (Torino 1997)があるが、本稿執筆段階では入手できなかった。後日紹介することとしたい。
- (10) D.12,6,52 Pomp. 27 ad Quin.Muc.
 Damus aut ob causam aut ob rem: ob causam praeteritam, ueluti cum ideo do, quod aliquid a te consecutus sum uel quia aliquid a te factum est, ut, etiamsi falsa causa sit, repetitio eius pecuniae non sit: ob rem uero datur, ut aliquid sequatur, quo non sequente repetitio competit.
- (11) H. Capitant, “De la cause des obligations” 3^eéd (Paris 1927)
- (12) しかし、resとcausaの区別も厳格なものではないようである。例えば、「売春婦を連れ去るのは、盗ではない。なぜならこれは盗ではなくlibido faciendi causaで為されるからだ (D.47,2,39 Ulp. 41 ad Sab.)」などという際のcausaは目的として理解する以外にないように思われる。
 なお、Georgesco, p.13ffは“cause finale, but”という項目を設けているが学説彙纂からの引用は少ない。
- (13) *condictio causa data causa non secuta*、原田慶吉『ローマ法』第24版(有斐閣 1992年) [以下、原田] p.207参照。
- (14) 林信夫「古代ローマにおける『無名契約』について」法学(東北大学 1990年)第53巻第6号p.145以下参照。
- (15) causaは古典期の用語ではなくresが「目的」の意味を持つ(Max Kaser, “Das

römische Privatrecht” 2 Aufl. (München 1971) [以下、Kaser, RPR] I S.597 Anm. 41.)。

なお、反対合意の要件である *res integra* の *res* もこの意味であろう (拙稿「ローマ古典法における反対合意について (一) (二・完)」法政研究 (1997-1998) 第64巻第2号p.1以下、第64巻4号p.113以下、とりわけ (二・完) 参照)。

(16) D.50,12,1,2 Ulp. de off.cur.r.pub.

Item si sine causa promiserit, coeperit tamen facere, obligatus est qui coepit.

林信夫「都市に対する『片約 *pollicitatio*』の法的保護」片岡輝夫他『古代ローマ法研究と歴史諸科学』(創文社 1986年) p.185以下、特にp.205参照。

(17) Kaser, RPR I S.604、原田p.215参照。

(18) 邦語文献として、吉野悟「ローマ法における『贈与原因』としての贈与 (一) ~ (三)」法学雑誌 (大阪市大 1965-1967) 第12巻第1号p.1以下、第2号p.60以下、第13巻第1号p.70以下 [以下、吉野] 参照。

(19) 邦語文献で本法文を扱うものとして、吉野、(三) p.77以下参照。

(20) 吉村朋代『『*remuneratio*』について』広島法学第21巻第2号 (1997) p.155以下参照。

(21) D.44,7,55 Iau. 12 epist.

In omnibus rebus, quae dominium transferunt, concurrat oportet affectus ex utraque parte contrahentium: nam siue ea uenditio siue donatio siue conductio siue quaelibet alia causa contrahendi fuit, nisi animus utriusque consentit, perduci ad effectum id quod inchoatur non potest.

なお、本法文はビザンツにおける原則に基くものであるともされる (A. Ehrhardt “*Iusta causa traditionis*” (Berlin 1930) S.145f. および J.G. Fuchs “*Iusta causa traditionis in der Romanistischen Wissenschaft*” (Basel 1952) 参照)。

(22) ここでの「売買」は単に法制度の一例として、説明の便宜のために用いているに過ぎず、実際の法文では「嫁資」「賃約」「質」など様々な法制度が入る。以下で用例を説明する際の「売買」も同様である。

(23) Joseph Georg Wolf “*causa stipulationis*” (Köln 1970) [以下、Wolf] 参照。

(24) Kaser, RPR I S.538ff.、原田p.173以下参照。

(25) Wolf, S.40ff., S.54ff.

(26) Wolf, S.21ff.

(27) この用例を含む59法文中、52法文がウルピアーヌス法文であって、ウルピアーヌスに特に好まれていたものと見えるが、このことが何を意味するのかは、残念ながら不明である。

(28) D.11,3,7 Ulp. 23 ad ed.

nam et mali serui forsitan consequuntur libertatem et posterior causa

interdum tribuit manumissionis iustam rationem.

- (29) Kaser, RPR I S.629.
- (30) A. Walde-J.B.Hofmann, “Lateinisches etymologisches Wörterbuch” 5 Aufl. (Heidelberg 1965/1982) [以下、Walde-Hofmann] II S.419f.; F.Gaffiot, “Dictionnaire Latin Français” (Paris 1934) [以下、Gaffiot] p.1313ff.; K. Georges-H.Georges, “Ausführliches lateinisch-deutsches Handwörterbuch” 8 Aufl. (Hannover 1913/1995) [以下、Georges] II S.2202ff.
- (31) 妻は婚姻中、原則として嫁資を受け取ることはできないが、例外として、このような *iusta causa* がある場合には、これが認められる。
- (32) Gaffiot, p.337 ; Georges, I S.1243ff.参照。
- (33) H.Heumann-E.Seckel, “Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts” 9 Aufl. (Graz 1907/1971) S.75f.
- (34) Max Kaser-Karl Hackl, “Das römische Zivilprozeßrecht” 2 Aufl. (München 1996) [以下、Kaser-Hackl, RZR] S.189ff., S.436ff.参照。また特別訴訟手続に関する邦語文献として、小山昇「formula訴訟及び *cognitio (extra ordinem)* 手続における瑕疵とその影響について (一)～(四・完)」法学研究 (北海学園大学 1991-1992) 第26巻第3号p.71以下、第27巻第1号p.63以下、第2号p.59以下、第3号p.67以下参照。
- (35) 本来、*probare* は法律用語としては、「証明する」の意味である。
邦語文献として岡徹「ローマ民事訴訟における証明についての一考察」関法 (関西大学 1988年) 第38巻第2・3合併号p.225以下、*probare* の語についてはp.226以下参照。
- (36) D.3,3,41 Paul. 9 ad ed.
Feminas pro parentibus agere interdum permittetur causa cognita, si forte parentes morbus aut aetas impediatur, nec quemquam qui agat habeant.
- (37) Kaser-Hackl, RZR S.207
- (38) D.39,2,15,32 Ulp. 53 ad ed.
Illud quaeritur, ex quo tempore damni ratio habeatur, utrum ex quo in possessionem uentum est an uero ex quo praetor decreuit, ut eatur in possessionem. Labeo, ex quo decretum est: Sabinus, ex quo uentum est in possessionem: ego puto causa cognita modo hanc modo illam sententiam probandam. plerumque enim subuenitur etiam ei, qui missus in possessionem aliqua ex causa aut non uenit aut tardius uenit in possessionem.
- (39) Kaser, RPR I S.407f.、原田p.103.
- (40) Kaser-Hackl, RZR S.438ff.参照。
- (41) Walde-Hofmann, I S.190.
- (42) Georgesco, p.48ff.参照。